

あきる野市男女共同参画計画

第4次 あきる野

## 男女共同参画プラン

(平成30年度～平成32(2020)年度)

平成30年3月  
あきる野市

## はじめに

現在、少子高齢化や生産年齢人口の減少、家族形態の多様化などにより、私たちを取り巻く社会環境は大きく変化しています。

このような中、国は、平成27年9月に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」を公布し、働く場面で活躍したいという希望を持つ全ての女性が、その個性と能力を十分に発揮できる社会の実現に向けた取組を推進しています。この取組は、潜在的な労働力の確保や少子高齢化の歯止めにもつながると期待されます。

一方で、平成27年12月に閣議決定された第4次男女共同参画基本計画においては、「男女共同参画の実現に向けた取組は新たな段階に入った」としながらも、女性のライフスタイルや世帯構成の変化への対応等いまだ様々な課題があることから「世代を越えた男女の理解の下、真に実効性のある取組が求められている」としております。

市はこれまで、男女共同参画の意義を広義的に捉え、行政の幅広い分野で各施策を展開してまいりましたが、更に具体的で実効性を持った計画とするため、今回策定しました「第4次あきる野男女共同参画プラン（平成30年度～平成32（2020）年度）」については、職場における女性の活躍推進に関する施策やワーク・ライフ・バランスの推進など、男女共同参画に直接的な関わりがある施策を選定しました。

市民の皆様、また、関係者の皆様におかれましては、男女共同参画社会の実現に向けた本プランの取組につきまして、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定に携わっていただきました関係者の皆様に、心から感謝を申し上げます。

平成30年3月

あきる野市長



# 目 次

■第1章 計画の基本的考え方	1
1 計画改定の趣旨	2
2 計画の目的	2
3 あきる野市の現状	2
4 あきる野市が目指す男女共同参画社会の姿	6
5 計画の基本理念	6
6 計画の基本目標	7
7 重点課題	7
8 計画の期間	9
9 計画の性格・位置付け	10
10 計画の体系	11
■第2章 計画の内容	12
基本目標Ⅰ 人権尊重意識の高揚と人権擁護	13
課題1 配偶者等からの暴力などを根絶するための施策の推進	13
施策1 配偶者等からの暴力などの根絶	13
施策2 配偶者等からの暴力などによる被害者の保護	14
施策3 ハラスメント防止のための啓発	15
課題2 男女共同参画に係る意識啓発及び教育の推進	17
施策1 男女共同参画に係る意識啓発の推進	17
施策2 男女平等教育の推進	18
課題3 生涯を通じた健康支援	19
施策1 性差に応じた健康支援	19
施策2 母性保護と母子保健の充実	20
基本目標Ⅱ 働きやすい職場づくり	22
課題1 職場における女性の活躍推進に関する施策の推進	22
施策1 男女の雇用機会と待遇の均等確保	22
施策2 女性の能力発揮と職業能力開発の支援	23
課題2 ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進	25
施策1 ワーク・ライフ・バランスに対する意識の啓発	25
施策2 子育て支援及び介護支援による家庭生活との両立	26

基本目標Ⅲ	政策・方針決定過程への男女共同参画の推進	29
課題1	政策・方針決定過程への男女共同参画の推進	29
施策1	あらゆる分野での女性の参画拡大	29
基本目標Ⅳ	計画の確実な推進	31
課題1	推進体制の整備	31
施策1	重点実施・責任部署、目標、実施期限の明確化	31
施策2	市民との連携・協働体制の充実	31
	数値目標の設定	32
<b>■資料</b>		33
1	男女共同参画社会基本法	34
2	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律	40
3	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	52
4	仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章	62
5	あきる野市男女共同参画推進市民会議設置要綱	65
6	あきる野市男女共同参画推進本部設置要綱	67
7	あきる野市ワーク・ライフ・バランス推進事業所認定事業実施要綱	69
8	国際婦人年以降の国内外の動き	71